

### 第3回次世代内航海運懇談会議事概要

1. 日 時：平成13年11月29日(木) 15:00~16:45

2. 場 所：国土交通省 11階 特別会議室

3. 出席者

[委員] 杉山座長、加藤座長代理、中泉委員、橋本委員、松田委員、  
大和委員

[オブザーバー] 小谷日本内航海運組合総連合会会長

[事務局] 海事局長、審議官、首席船舶検査官、船員部長他

4. 議事

(1) 内航海運行政の取り組むべき課題について(案)

(2) その他

5. 議事経過

事務局より、資料に基づき「内航海運行政の取り組むべき課題について(案)」  
について説明し、その後、委員等による議論を行った。

< 主な議事の概要 >

競争の促進について

- ・ 適正な競争を確保するためには、まず何よりも参入の障害を少なくすることが重要であり、登録制の際の条件はできるだけ緩やかなものにすべき。
- ・ 船舶管理会社については、これまで集約・共同化のネックとなっていた船舶所有権の問題を切り離し、船舶管理業務を共同化しようというものであり、今後の事業展開にとって有効な手段である。小規模なオーナーが各々船員を雇用しているより、船舶管理会社である程度まとまった数で雇用し、教育していくことができれば、荷主のニーズにも対応した船員の質の向上も期待できる。加えて、内航海運のオーナーは、地域性が強いいため、集約・共同化して船舶管理会社に取り組みやすいかもしれない。

市場機能の整備について

- ・ 内航海運における適切な契約関係の構築及びその透明性の向上を図ることは重要。なお、標準約款は、電子取引等の多様な契約形態も考慮に入れつつ、現実に使いやすいものとなることを念頭に作成すべき。
- ・ トラック事業等と異なり、内航海運業に約款の制度が無かったこと自体が

不思議であり、今般、導入することは適當。

- ・これまでの適正船腹量の数値自体が必ずしも適切でないとする意見もあるところであり、適正船腹量・最高限度量の設定規制は廃止すべき。
- ・標準運賃・用船料に係る規制はあまり機能しない。むしろ、内航海運の契約の明確化・適正化が重要であり、適正取引ガイドライン（仮称）の策定の意義は大きい。公正取引委員会ともしっかり議論していくべき。今後、内航海運業を下請代金支払遅延等防止法に位置付けることを検討していくことも必要。
- ・競争を促進する一方で、公正で透明な市場の整備に少しこだわっている感がある。例えば、ピラミッド型市場構造においても、ある下請企業はA社に受け入れられない場合でも、B社に受け入れられる場合もある。すなわち、創意工夫をしている者が自由に活動することができる市場構造にすることが重要。あまり、荷主による圧力を過大評価する必要はないのではないか。
- ・内航海運業が下請代金支払遅延等防止法になじむかどうかという議論として、荷主の仕様により船舶を建造する場合は、特殊的投資という見方もできるため、「下請」の概念をあまり広く解釈し過ぎないようにすべき。
- ・下請法では、公正取引委員会は実質的にあまり機能しておらず、中小企業庁が膨大な調査を実施している。全てが処分対象となるものではないが、こうした取り組みの結果、製造業における契約はかなり透明化してきたという評価もある。

#### 輸送の安全の確保について

- ・競争の促進により、安全に対して必要な投資を削ってでもより低コストで荷物を運ぶおそれもあるので、安全を確保する観点からは、船舶管理規程の届出・変更命令制度の整備は必要。

#### その他

- ・今後、モーダルシフトの推進、輸送ニーズへの柔軟かつ機動的な対応等の観点から、行政が行う法制度の見直しのみでなく、民間ベースの必要以上の制限的取り扱い・手続きについても見直していくことが重要。